

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月21日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第28号

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

野田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「という。）」の次に「、水路境界線」を加える。

別表第1に次のように加える。

|                |  |
|----------------|--|
| 下三ヶ尾地区地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された下三ヶ尾地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域 |
|----------------|--|

別表第2に次のように加える。

|                |      |  |
|----------------|------|--|
| 下三ヶ尾地区地区整備計画区域 | 流通地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物<br>1 倉庫<br>2 工場（建築基準法別表第2（ぬ）項第1号及び第2号に掲げるものを除く。）<br>3 前2号に掲げる建築物に附属するもの   |
|                | 沿道地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物<br>1 店舗等の床面積が500㎡以下のもの。ただし、店舗等のうち、ガソリンスタンド（給油所）、コンビニエンスストア及び飲食店の床面積に制限はなく、作業場の床面積は50㎡以下に限る。<br>2 自動車修理工場<br>3 前2号に掲げる建築物に附属するもの |

別表第3に次のように加える。

|          |      |        |
|----------|------|--------|
| 下三ヶ尾地区地区 | 流通地区 | 10分の20 |
|----------|------|--------|

|            |      |
|------------|------|
| 整備計画<br>区域 | 沿道地区 |
|------------|------|

別表第4に次のように加える。

|                            |      |       |
|----------------------------|------|-------|
| 下三ヶ尾<br>地区地区<br>整備計画<br>区域 | 流通地区 | 10分の6 |
|                            | 沿道地区 |       |

別表第5に次のように加える。

|                            |      |         |
|----------------------------|------|---------|
| 下三ヶ尾<br>地区地区<br>整備計画<br>区域 | 流通地区 | 10,000㎡ |
|                            | 沿道地区 | 1,000㎡  |

別表第6に次のように加える。

|                            |      |  |
|----------------------------|------|--|
| 下三ヶ尾<br>地区地区<br>整備計画<br>区域 | 流通地区 | <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、水路境界線又は隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設及び建築物に附属する門、塀その他これらに類するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 1号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線までの距離は、4m以上とする。</li> <li>2 2号壁面線の表示がある箇所においては、水路境界線までの距離は、4m以上とする。</li> <li>3 3号壁面線の表示がある箇所においては、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、5m以上とする。</li> <li>4 4号壁面線の表示がある箇所においては、隣地境界線までの距離は、5m以上とする。</li> </ol> |
|                            | 沿道地区 | <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5号壁面線の表示があ</p>   |

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  | る箇所においては、1 m以上とする。ただし、建築物の管理上最小限必要な附属施設及び建築物に附属する門、塀その他これらに類するものを除く。 |
|--|--|--|

別表第7に次のように加える。

|                            |      |       |
|----------------------------|------|-------|
| 下三ヶ尾<br>地区地区<br>整備計画<br>区域 | 流通地区 | 3 1 m |
|----------------------------|------|-------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。